

令和2年5月7日

保護者 様

鳥取市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業からの
学校再開について (通知)

4月27日からの一斉臨時休業に際しましては、保護者の皆様にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、政府が発令した緊急事態宣言が令和2年5月31日まで延長となりましたが、鳥取市では、令和2年5月1日の文部科学省の学校再開に係る通知ならびに本市における新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、令和2年5月7日(木)より学校を再開することとしました。

つきましては、下記のとおりのお対応をとることとしましたのでお知らせいたします。引き続き保護者のみなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 5月7日(木)、8日(金)は、給食ありの午前中授業とします。ただし、部活動は行いません。
- 2 5月11日(月)から5月22日(金)までは、学校の実態に応じて分散登校を実施します。分散登校は、当面5月22日(金)までとしますが、5月14日(木)の国の専門家会議の見解を受けて改めて協議、検討します。
- 3 放課後児童クラブについては、分散登校の間は可能な限り午前からの開所となるよう努めます。開所が間に合わない放課後児童クラブに入級の児童または、やむを得ず子どもの預かりが必要な家庭(小学校1～3年及び特別支援学級)については、学校での一時預かりも行います。
- 4 部活動は、5月7日(木)から分散登校解除までの間は中止とします。
- 5 学校再開にあたって、学校では感染症対策を徹底していきます。
 - ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
 - ・手洗い、マスク着用の徹底
 - ・多くの児童生徒に触れる場所や共用物等の消毒
 - ・定期的な換気や児童生徒の間隔、座席の配置等の教室環境の配慮
 - ・調理実習や密集する運動や接触運動、密閉状態での歌唱等の感染リスクの高い学習内容の延期
- 6 今後の状況等の変化により、対応方針の変更・見直しが必要となった場合は改めて連絡いたします。